

平成22年度におけるDPCに関する 調査（案）について

平成22年度については、以下の内容等を踏まえた調査を実施する。

- (1) 診断群分類の妥当性の検証及び診療内容の変化等、DPC導入の影響を評価すること
- (2) DPC制度の在り方や調整係数の新たな機能評価係数等への置換えを検討すること

なお、当該調査データは、診療報酬を評価する上で基本となるデータであり、DPC制度の根幹に関わるものであることから、一層のデータの質的向上を図る。

ア 具体的な調査内容等

①DPC導入の影響評価

DPC導入の影響評価のための基礎的な調査として、平成22年7月から平成23年3月までの9か月間の退院及び転棟患者の調査を実施する。

②包括医療の影響に関する調査

包括評価の実施に伴い提供されている医療サービスが低下していないか等を一定の指標により検証するための調査を実施する。

③診療報酬請求に関する調査

包括評価導入に伴う適切な診療報酬の請求について、診断群分類の選択、ICD10コードの適切な判定、退院時転帰（治癒）等の状況に関する調査を実施する。

④調整係数の廃止に伴う新たな機能評価係数に関する調査

調整係数の新たな機能評価係数等への置換えの検討に資するための特別調査を実施する。

⑤DPCの医療の質の評価に関する調査

DPCによる医療の質的評価などについて、医療従事者や患者などの総合的な視点からの評価分析を行うために必要な調査を実施する。

イ 調査対象の医療機関

D P C対象病院及びD P C準備病院（平成22年度に募集する病院を含む）を調査対象とする。

当調査へ参加することができる病院（D P C準備病院）の基準

- ① 急性期入院医療を提供する病院として、一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）又は専門病院入院基本料について、7対1又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること。

※10対1以上の基準を満たしていない病院は、当該基準を満たすべく計画を策定していること。

- ② 診療録管理体制加算に係る届出を行っていること、又はそれと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定していること。
- ③ 基準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め厚生労働省が実施する「D P C導入の影響評価に係る調査（特別調査を含む）」に適切に参加できること。
- ④ 「適切なコーディングに関する委員会」を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。